

専修学校の設置認可基準（概要）〔昭和51年文部省令第2号〕

区分	基準内容
目的	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	1年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間800時間以上、 夜間学科：年間450時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時40人以上であること。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし

※上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。